

公益社団法人みよし市シルバー人材センターゴールド会員 運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人みよし市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款の目的に基づき、センターの正会員のうち介護や加齢、健康状態等の諸事情により就業が困難となりながらも、地域社会参加活動を通じて、健康を維持し、生きがいの充実を希望する者に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「ゴールド会員」とは、定款第5条第1号に定める正会員のうち、会員として2年以上在籍した者、または退会後2年以内で在籍中センターに功労があった者並びに定款第22条第1項に定める役員のうち、役員として2年以上在籍した者で、会長の承認を得た者とする。

(登録)

第3条 ゴールド会員として登録しようとする者は、別紙様式の申出書を本人より提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は前項の規定により承認したときは、理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費)

第4条 ゴールド会員の会費は、センター会費規程の規定によるものとする。

ただし、年度途中でゴールド会員となった場合は、すでに納付した会費は返納しない。

2 ゴールド会員が年度途中で就業を行った場合は、その時点から正会員として取扱い、センター会費規程に基づく会費を納入するものとする。

(ゴールド会員の権利義務)

第5条 ゴールド会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定時総会及び臨時総会の出席と議決権行使
- (2) 就業以外のセンターで行う事業への参加
- (3) センターから要請された活動への協力
- (4) 会員互助会への入会
- (5) 会費の納付

(傷害保険)

第6条 ゴールド会員の活動に対しては、センターが加入する保険条項の定めるところにより補償されるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。